

障 第 4508 号
令和5年（2023年）12月19日

児童発達支援事業所 設置者 様
放課後等デイサービス事業所 設置者 様

佐賀県健康福祉部障害福祉課長

令和5年度児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所
における自己評価結果等の公表及び県への届出について（通知）

本県の障害福祉行政につきましては、日頃から特別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件については、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)」の改正により、放課後等デイサービス事業者は平成29年4月1日から、児童発達支援事業者は平成30年4月1日から、自己評価結果等の公表が義務付けられております。

その取組手順等については下記のとおりとしますので、各事業者においては内容を御確認のうえ、適切に実施していただくようお願いします。

記

1 取組手順等

別紙「児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所における自己評価結果等の公表及び届出の取組手順等」のとおり

2 届出期限等

(1) 届出期限 令和6年（2024年）4月5日（金）【必着】

(2) 届出方法 郵送又は電子メールにてご提出ください。

あて先 佐賀県 障害福祉課 指導担当

郵送の場合：佐賀市城内一丁目1番59号

電子メールの場合：shougai Fukushima@pref.saga.lg.jp

3 自己評価結果等未作成減算の適用について

(1) 県に届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について自己評価結果未公表減算が適用されます。

(2) 新たに指定された事業所については、届出期限に関わらず、指定日から概ね1年間は減算を適用されませんが、指定日から1年以内に自己評価等の公表を行い、速やかに県に届出を行ってください。

障害福祉課 指導担当

TEL 0952-25-7401 / FAX 0952-25-7302

E-mail : shougai Fukushi@pref.saga.lg.jp

(別紙)

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所における自己評価結果等の公表及び届出の取組手順等

1 自己評価等及び公表の手順等

(1) 自己評価等

①保護者等による評価

- ・事業者から保護者等に対して、「保護者向け児童発達支援（放課後等デイサービス）評価表」を配付してアンケート調査を行ってください。保護者等からの回収後、特記事項欄の記述を含めて回答結果をとりまとめてください。
- ・保護者等が回答しやすいように、専用窓口の設置や回収用封筒の作成など、配慮して取り組んでください。

②職員による自己評価

- ・事業所の職員に対して、「事業所職員向け児童発達支援（放課後等デイサービス）自己評価表」を配付して自己評価を行ってください。その際、「はい」「いいえ」にチェックをするだけでなく、各項目について「課題は何か」、「工夫している点は何か」について記入してください。

③事業所全体による自己評価

- ・回収した評価表を集計し、職員会議等の場で討議し、項目ごとに課題や工夫点について、共有してください。
- ・保護者等に対するアンケート結果も踏まえ、保護者評価と事業所評価の双方の結果を客観的に分析してください。また、必要に応じて、保護者との意見交換会等の実施も検討してください。
- ・上記の結果、職員間で認識が共有された課題について、具体的な改善目標を設定してください。討議結果等は書面に記録し、全職員間で共有してください。

(2) 公表

①自己評価結果及び改善内容の公表

- ・公表にあたっては、「はい」「いいえ」の数だけを公表するのではなく、「改善目標、工夫している点」など、改善内容をできるだけ詳細に公表するようにしてください。
- ・公表の方法は、インターネットを利用する方法が望ましいですが、インターネットでの公表が困難な場合、紙媒体を事業所内の見やすい場所に掲示のうえ、利用者の保護者へ配付することについても、公表の方法とみなす取扱いとします。

②保護者等からのアンケート調査結果の公表（フィードバック）

・アンケート調査結果は、事業の改善につなげるための大切な資料となりますので、自己評価結果と併せて、公表してください。なお、放課後等デイサービスについては保護者等にフィードバックすることとなっており、対外的に公表することまでは前提とされていません。

(3) 支援の改善（通年・随時）

・評価結果を踏まえて立てた改善目標に沿って、支援の改善を図ってください。
・例えば、地域の自立支援協議会や事業所間の交流の場、事業所内研修等において取組事例発表等を行う機会を設けるなどして、自己研鑽に励み、貴事業所の支援の質の向上に努めてください。

2 評価にあたっての留意事項

・児童発達支援ガイドライン（平成29年7月24日障発0724第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び放課後等デイサービスガイドライン（平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の内容を十分確認してください。

・質の評価に際しては、国ガイドライン別添の「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」及び「保護者向け放課後等デイサービス評価表」を活用してください。

・事業所の実情に合わせて、評価表を加除修正する場合は、国ガイドラインの内容に沿ったものとしてください。

・保護者等に評価を依頼する際には、国ガイドラインの内容を保護者等によく説明し、ガイドラインに基づく保護者評価であることを御理解いただくように留意してください。

3 県への届出書類

- ・自己評価結果報告書
- ・事業所における自己評価結果（公表）
- ・保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）

※児童発達支援と放課後等デイサービスの両方を提供する多機能型事業所は、児童発達支援と放課後等デイサービスの両方の「事業所における自己評価結果（公表）」と「保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）」を公表し、報告してください。

4 その他

市町から評価結果の報告を求められた際には、これに応じてください。